

第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月29日(金) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(15名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	12番 渡邊 春男
	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	16番 竹田 賢一
	17番	宮尾 俊一			

4. 欠席委員

11番 生井 一広 15番 竹内 則孝

5. 提出議題

報告第26号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第28号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第29号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	事業計画変更承認申請について
議案第34号	農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
議案第35号	農用地利用集積計画について
議案第36号	農用地利用配分計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長

本日の出席委員を報告します。

11番の生井 一広委員、15番の竹内 則孝委員より欠席の連絡がありました。

只今の出席委員は、15名です。

それでは、安原会長、お願いします。

会 長

コロナの方も終息気味だということで、大変喜んでおりますけども、私の会社にも関東・関西方面にたくさんのお客さんがいらっしゃいます。12月に入って、寒くなり、また第6波になったら行けないと思い、つい最近、4日間、大阪・兵庫・東京・埼玉・神奈川と駆け足でお客様のところを回ってきました。

ここ2年くらい行ってなかったのですが、すごい人で東海道新幹線も満席で、少し終息するところのような状況になるのだなと、実感しました。

そんな中でも、農業委員会の活動もあり、外に出る機会があるかと思いますが、農業委員会から感染者が出たということにならないように、今少し気を付けていただきますようお願いいたします。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第8回妙高市農業委員会総会を開会します。最初に議事録署名委員を指名します。

13番の内田 芳昭委員、14番の丸山 嘉之委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が4件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第26号 農用地利用集積計画変更届出について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第26号 農地利用集積計画変更届出について、です。

内容につきましては、賃貸借料の変更が6件です。

6件すべて、新潟県農林公社を介した中間管理事業による契約です。

賃貸借料の変更は、双方での合意によるものです。

なお、1番については、バラバラだった賃借料を今回、全て統一するものです。

次に、2ページ、報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

9月に届出がありました合意解約は、24件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、1番と24番は他の人への賃借、それ以外は全て所有権移転です。

後で議案として上程させていただいております利用権設定による所有権移転に関するものです。

次に、7ページ、報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

9月につきましては、農地の転用事実に関する照会（法務局）が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、車庫を整備しましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、8ページ、報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

9月の届け出は、相続件数が12件、新たなあつせん希望はありませんでした。その他に時効取得件数が1件です。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思えます。

議長 次に、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は9ページ及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は3件です。

1番についてです。

申請地は、下町地内、登記地目：田が1筆、登記地積23㎡です。

事業全体としては、隣接宅地198.45㎡と一体で、全体で221.45㎡の整備となります。

位置図は、資料No.3・18ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、宅地造成1区画の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、学校町地内、登記地目：田が1筆、登記地積320㎡です。

位置図は、資料No.4・19ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

3番についてです。

申請地は、大字吉木地内、登記地目：田が1筆、登記地積109㎡です。

事業全体としては、隣接宅地99.17㎡と一体で、全体で208.17㎡の整備となります。

位置図は、資料No.5・20ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

譲受人は、自宅の周辺での用地を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は申請地に使用貸借権を設定し、カー

ポート1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番・2番については、1番の尾崎 香委員、
3番については、9番の丸山 光浩委員、よりお願いします。
- 1 番 1番についてですが、10月13日、石山推進委員、事務局で現地確認をいたしました。
申請農地は、先月5条許可を受けた西隣りに位置する場所にあります。
事務局の説明通り、第1種住居地域であり、周りも住宅が増えてきている場所で、関係書類も確認いたしましたが、特段問題ないと思いますので、皆様ご審議よろしくお願いたします。
続けて2番についてですが、1番の現地確認の後に続けて現地確認をいたしました。
申請地は、事務局の説明通り、用途地域第1種低層住居専用地域内で、周りには公園や寺院があり、住宅が広がる、静かな場所です。
関係書類も確認し、事務局の説明通り特段問題ないと思いますので、皆様ご審議よろしくお願いたします。
- 9 番 3番についてです。
譲受人は、申請地にカーポート整備を希望しております。
住宅地が市道から離れた場所にあり、道路からのアプローチ部分が長い状況であります。
新たに複数台の駐車スペースを道路に面した場所に確保するととなると、申請地しかない状況であります。冬季間の除雪排雪、堆雪場所などを考えると、道路と住宅に分断された農地でもある申請地が最適地であると考えております。
ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 それでは、議案第32号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第33号 事業計画変更承認申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第33号 事業計画変更承認申請について、は10ページをご覧ください。
今月の承認申請は1件です。

1番については、申請地が大宇十日市地内で、申請地及び転用面積に変更はありません。位置図については、資料No. 6・21ページをご覧ください。

当初計画は、令和3年8月2日付け妙高市農委第5011号にて農地法第5条第1項の転用許可を受けて、堤防敷への盛土による堤防道路幅を目的としていましたが、車両運送業を営む計画があるため、拡幅した一部を大型車両の駐車場として使用したいことから、転用目的の計画変更承認を得たいものと、許可を得て盛土を進めてきましたが、盛土する土砂の必要量が予定通りに確保できず、計画通りに事業が進まなかったため、河川（堤防）管理者の上越地域振興局長から工期延長の許可を得たことから、それに合わせて転用許可の工期を令和4年8月31日まで延長する計画変更承認を得たいものです。

以上ですが、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
8番の霜鳥 勝範委員、よりお願いします。

8 番 10月8日、石川推進委員、事務局で現地確認しました。
詳細については、事務局の通りです。周辺への支障もないと思われます。
皆さんのご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議案第33号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長 土砂はどこから持ってきているのですか。

事務局 確認しておりません。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第33号 事業計画変更承認申請について、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第34号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第34号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、は11ページをご覧ください。

本案は、本年2月25日に施行し、2月の総会で報告させていただきました、空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定に基づいて、区域の設定申請書が農地所有者から提出されたものです。

現在、妙高市では、農地法施行規則第17条第2項の規定での、農地取得に必要な農地の下限面積の別段の面積を10a、1,000㎡としているところを、空き家に付随する農地に限定して1㎡として取扱うものとして、1筆ごとに限定的に区域の設定をするもの

であります。

設定する区域は、

1 番については、大字東関地内、登記地目：畑が1筆で登記地積79㎡、

2 番については、大字関川地内、登記地目：畑が1筆で登記地積226㎡、です。

位置図は、資料No.7・8 22・23ページをご覧ください。

位置図のとおり、空き家敷地の隣接・周囲に位置し、空き家に付随する農地としての要件を備えていること、支障となるような権利・契約等の設定契約もないことを、担当委員と確認し、区域の設定は「可」として、12ページから15ページの現地調査書及び現地確認書のとおり会長に報告したものであります。

以上のことから、区域の設定申請のありました2件・2筆の農地については、区域設定して特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1 番については、4 番の飯塚 淳一委員、

2 番については、16 番の竹田 賢一委員よりお願いします。

4 番

10月19日、石田推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

見渡す限り住宅があつて、その前に住宅に入る道路があるのですが、そこはコンクリートしてありますが、そこから隣接宅までの畑が、綺麗に管理されており、何ら支障ないと思われまので、審議よろしくをお願いします。

16番

10月20日、馬場推進委員、事務局とで現地確認行いました。

先ほど事務局から話したように、空き家の隣接地で、特段問題ない農地と考えています。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、議案第34号に関する質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長

無いようでありますので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第34号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、を採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第35号 農用地利用集積計画について、を上程します。

57番から60番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から56番までの56件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページ、議案第35号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定14件、再設定18件、所有権移転28件の合計60件です。
はじめに1番から56番について説明します。

まずは1番から13番につきましては新規設定です。

1番から5番につきましては、法人の新規就農です。

10月18日、市川会長職務代理、担当地区の農業委員、推進委員、農林課、事務局でヒアリングを実施しました。

法人は、3年前からカメムシ防除を請け負った縁で、譲渡人の農地を請け負って欲しいという要望があったこと、ドローン等によるスマート農業を地元農家に定着させるために農業分野に取り組んで欲しいという要請を受け、法人の定款を変更し、令和4年度の耕作から取り組む予定としています。

今後は地元農家組合との連携、用水管理、水田状況等については譲渡人からの情報を得て周りに迷惑をかけないように適切に対応していくこととしております。

上越市の法人ですが、上越市では耕作をしていません。

ヒアリング後は、法人として、スマート農業に取り組んでいく前向きな意向が確認できたことから、地区の担当委員から見守ってもらいながら適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、新規就農者として、本日の総会の議案とすることで全員の同意を得たところです。

6番から13番につきましては、権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

なお、26ページの10番から13番につきましては農地中間管理事業を利用した貸し付けとなります。受け手につきましては、この後の議案第36号 農用地利用配分計画で説明させていただきます。

続きまして、27ページ14番から29ページ28番につきましては、再設定です。
いずれも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われれます。

続きまして、29ページ29番から33ページ56番につきましては、所有権移転です。

29ページの29番につきましては、市内の農地所有適格法人へ、29ページの30番から33ページ56番につきましては、上越市の法人の代表取締役への所有権移転となっています。

所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われれます。

参考までに30番から56番までの上越市の法人の代表取締役の、当市及び上越市の耕作状況を34ページに記載していますので確認ください。

最後になりますが、賃貸借や所有権移転において、金額に端数が生じているものにつきましては、10aあたりに換算していることから端数が生じているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第35号のうち、1番から56番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長 30番からの所有権移転による売買を行う上越市の方なのですが、これから先も、農地を増やすという状況はわかりますか。

事務局 事務局では、申請人本人と直接お話ししたことがないのですが、代理で窓口に来られる方からは水上地区での所有権移転による売買について、今回の申請で終わりだとも、これくらいやるんだという見通しについて聞いておりません。

会長 もし聞ける機会がありましたら、今後の計画や予定を聞いていただきたいと思います。

事務局 事務局におきましても今後の計画について情報収集に努めていきたいと思えます。

8 番 以前から買われており、吉木や西条に集中しておりますが、あと売買されていない農地はどのくらい残っているのですか。

事務局 今、資料として持ち合わせていないので、次回ご報告させていただきたいと思えます。

水上地区については、来年以降「人・農地プラン」の実行ということで、農林課と進めていく予定でおります。その中でも、これだけの面積になってきているので、将来展望など、きちんと押さえてやっていかなければならないと共通認識として持っているところです。水上地区の農地については、約280haくらいと思えます。このうち40haということですので、7分の1くらいを耕作しているという感覚でおります。地区内には他の経営体もありますが、水上地区での耕作面積は1番となっておりますので、状況をきちんと把握しながらやっていきたいと思えます。

代理 かなり増やしていますが、点々となっているのか、集約しているのか確認をお願いします。

事務局 今、お示しできませんが、また資料提供をしていきたいと思えます。

8 番 今の米価等を考えると、1反当たりの売買価格が高いように思えますが、企業であるからには、費用対効果を見据えていると思えます。どういう考えで買われているのか、実際に考えれば赤字だと思います。そのような方はいないと思うのですが、お聞きになられたことはあるのでしょうか。

事務局 これからいろいろと聞き取りをしていきたいと思えます。
また情報提供をさせていただきたいと思えます。

現在の状況ですが、妙高市では約40haとなっております。そこに上越市の面積を含めると240haということになり、今おっしゃられたことも理解しております。

これまでの情報から話させていただくと、企業としては全国展開している企業ですので、社員の皆さんへの福利厚生といえますか、収穫したものをプレゼントって言ったらいんですかね、お渡ししているということです。平たく言うと損得抜きにやっている部分は確かにあるのかなと、私達も思っています。

ただ、もちろん市場に売るとい部分もあると思えますので、その辺、今一度、きちんとした情報を私達も把握していきたいと思っておりますので、今日のところはこれくらいでお願いしたいと思えます。

1 番 私の農地パトロール担当地区ではないのですが、たまに水上地区とか矢代地区とか行かしてもらおうのですが、今のところ何の問題もなくいつも綺麗にされているので、多分このまま大丈夫なのではないかなというのと、あとやっぱりどこの地域も高齢化により担い手はいないというのが問題なんですよ。水上地区で一生懸命やっておられて圃場も

きれいにされているということで、信頼を得ていることから、これだけ皆さんが、出しているということなのではと思っております。

会 長 このように時間が経っているということを、事務局は早く察知するのが大事だと思います。いつ、委員の皆様方から意見が出るかなと思っていたのですが、事務局はその先を行かないといけないと思います。早急に皆さんへの回答をするために事務局には先方へお聞きしていただきたいと思います。代理の人でわからないのであれば、わかる方からのお話を聞くことが大事かと思っております。ぜひ、私も一緒にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

「人・農地プラン」では、このように大きな展開をされている方々が、これからの担い手になります。今回の新規就農の方も今後20ha以上増やしたいという要望も聞いておりますので、この方も地区に入れば大事な方かと思っておりますので、妙高市農業委員会といたしましても、ご協力いただきいい話にもっていければいいなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 これより、議案第35号 農用地利用集積計画について、のうち1番から56番を採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号のうち、1番から56番については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第35号 農用地利用集積計画について、のうち57番から60番を上程します。

57番から60番については、3番の関原正晴委員に関する案件であります。

関原委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

<関原委員 退席>

議 長 それでは、議案第35号 農用地利用集積計画について、のうち57番から60番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、57番から60番について説明いたします。

34ページをご覧ください。

先ほどの説明と同様となりますが、57番につきましては、新規設定で、権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

58番から60番につきましては賃貸借での再設定であり、特に問題はないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第35号のうち、57番から60番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第35号 農用地利用集積計画について、のうち57番から60番を採
決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号のうち、57番から60番については
市長に要請することに決定しました。
それでは、関原委員の退席を解除します。

<関原委員 復席>

議 長 次に、議案第36号 農用地利用配分計画について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 35ページ 議案第36号 農用地利用配分計画について、です。
先程、議案第35号 農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、
新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。
摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。
期間等、当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第36号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第36号 農用地利用配分計画について、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号については、市長に要請することに決定をいたしました。

事務局 先程の議案第33号 事業計画変更承認申請について、の際に会長からご質問がありま
した土砂の購入先ということですが、申請者に確認したところ、工事を依頼している土木
業者にて購入しているので、申請者としてはわからないが、必要であれば調べて報告する
ということとしましたので、次回報告させていただくということによろしいでしょうか。

議 長 今月の総会で変更承認申請が上がってきて、また変更承認申請が上がってくることも考
えられるので聞いただけです。

議案についてはこれで終了しますので、第8回妙高市農業委員会の総会を閉会といた
します。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年11月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印